

学校統廃合と小中一貫教育を考える
全国ネットワーク(準)学習会
10月29日(土)13時30分～
たかつガーデンにて
講演: 山本由美(和光大学)
「学校統廃合と義務教育学校の今日的状況」

泉北教育

NO.2051 2016.9.12.
発行 泉北教職員組合
〒594-0071 和泉市府中町6-12-2
0725-41-1953 Fax0725-44-6570
E-mail senboku@gf6.so-net.ne.jp

近代以降民主主義の大原則を 否定する自民党憲法草案

自民党が4年前に決定した「日本国憲法改正草案」は、現行憲法が他の先進諸国と共有している民主主義の理念(国民主権、立憲主義、基本的人権の尊重、国際関係の平和的解決など)を否定していることに多くの憲法学者が危惧を表明してきました。

立憲主義の否定

このうち「立憲主義」は国民主権の原則の上に、すべての権力は国民に由来するという立場から、国民が

公務員に対して権力を行使できる範囲を定めたものが憲法であるとの立場です。「国民が権力をしる」というのが立憲主義の本質であり、現行憲法前文は、「日本国民は……ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、か

かる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」としています。これに対し、自民党の改憲草案は、「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であつて、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。……日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合つて

国家を形成する……日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。」

とします。国民に先立つてまず国家があり、天皇は日本国という国家に無条件に存在しており、その下に国民主権や基本的人権があるという構成をとっています。これは立憲主義の否定以外のなにものでもありません。

国民に憲法擁護義務

「最高法規」に関する規定で現行憲法第99条は、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」としています。憲法が国民

をしるのではなく、国民が権力をしるという立憲主義の原則に立てば当然の内容です。これに対し、自民党の改憲草案は、「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。」

国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。」

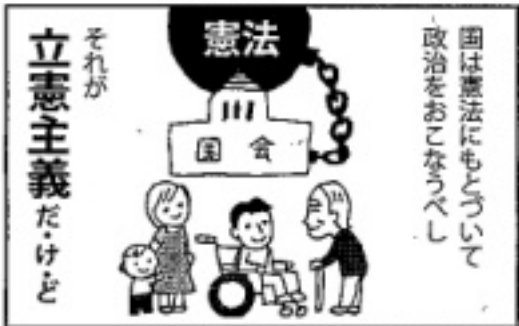
とします。この憲法をまず尊重すべきなのは国民なのであつて、為政者たる公務員はその後で憲法擁護義務を負うに過ぎません。しかもその公務員の範囲から天皇が除外されている点は重大です。

天皇の地位

天皇は、現行憲法の「象徴」から自民党案で「元首」となります。

「日本という国は、憲法を超越した存在である天皇が元首であるような国家であり、その国家の基本法たる憲法を国民は尊重しなければならない。」

というのが自民党憲法草案の内容です。日本をそんな国にし戻してもよいのでしょうか。



「戦争法」発動反対。子どもたちや自衛隊員を戦場に送るな。